

# 総務委員会資料

## 平成29年第1回定例会提出予定議案の説明

### 議案第1号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表（総務企画局分）

平成29年2月8日  
総務企画局

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表（総務企画局分）

改正後	改正前																																								
<p>○川崎市附属機関設置条例</p> <p>第1条～第9条（略）</p> <p>別表第1（第2条～第5条関係）</p> <p>市長の附属機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">附属機関</th> <th style="width: 30%;">所掌事務</th> <th style="width: 10%;">委員の定数</th> <th style="width: 10%;">委員の構成</th> <th style="width: 10%;">委員の任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">&lt;削る&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条～第5条関係）（略）</p>	附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期	(略)					<削る>					(略)					<p>○川崎市附属機関設置条例</p> <p>第1条～第9条（略）</p> <p>別表第1（第2条～第5条関係）</p> <p>市長の附属機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">附属機関</th> <th style="width: 30%;">所掌事務</th> <th style="width: 10%;">委員の定数</th> <th style="width: 10%;">委員の構成</th> <th style="width: 10%;">委員の任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>川崎市本庁舎等設計事業者選定委員会</td> <td>本庁舎等の建替えに係る設計委託を行う民間事業者の選定に関して調査審議すること。</td> <td>5人以内</td> <td>(1) 学識経験者 (2) 市職員</td> <td>委嘱され、又は任命された日から平成29年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条～第5条関係）（略）</p>	附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期	(略)					川崎市本庁舎等設計事業者選定委員会	本庁舎等の建替えに係る設計委託を行う民間事業者の選定に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	委嘱され、又は任命された日から平成29年3月31日まで	(略)				
附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期																																					
(略)																																									
<削る>																																									
(略)																																									
附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期																																					
(略)																																									
川崎市本庁舎等設計事業者選定委員会	本庁舎等の建替えに係る設計委託を行う民間事業者の選定に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	委嘱され、又は任命された日から平成29年3月31日まで																																					
(略)																																									